

石川県公報

令和5年6月13日

第13616号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		目 次	
○軽油引取税に係る特約業者の指定 (税務課)	1	○入札公告 (出納室)	5
○漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認定 (水産課)	1	選挙管理委員会	
○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (都市計画課)	3	○県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数	7
公 告		○県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数	7
○石川県立保育専門学園学生募集公告(少子化対策監室)	3	○県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数	7
○公共測量実施公告 (監理課)	4	○県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数	7
○公共測量終了公告 (同)	5		
○道路の位置の指定公告 (建築住宅課)	5		

告 示

石川県告示第235号

石川県税条例(昭和29年石川県条例第23号)第130条第1項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者を指定した。

令和5年6月13日

石川県知事 馳 浩

氏名又は名称	代表者名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定年月日
北陸ビルサービス株式会社	加納 智 明	金沢市古府町南631番地	令和5年6月1日

石川県告示第236号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

令和5年6月13日

石川県知事 馳 浩

1 加賀加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

加賀市小塩町大野山2番地の1 有限会社金城水産
加賀市大聖寺上木町出村67番地 新出 慎一

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧加賀市漁業協同組合の地区

(3) 区分

大型定置漁業及び小型定置漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号。以下「規則」という。)第48条の2において準用する規則第46条第1項の規定による通知年月日

令和5年5月1日

2 加賀加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

加賀市小塩町コ122番地 有限会社マルサン
加賀市田尻町浜山2番地11 有限会社マル幸商事

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧加賀市漁業協同組合の地区

(3) 区分

総トン数10トン以上の漁船を使用して営む底びき網漁業

(4) 規則第48条の2において準用する規則第46条第1項の規定による通知年月日

令和5年5月1日

3 加賀加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

加賀市田尻町浜山2番地64 株式会社黒吉六
加賀市田尻町北40番地の2 新谷 武志

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧加賀市漁業協同組合の地区

(3) 区分

橋立町、小塩町及び田尻町地区に住所を有する者が、総トン数10トン未満の漁船により、底びき網を使用して営む漁業（ごち網を併せ営む漁業を含む）

(4) 規則第48条の2において準用する規則第46条第1項の規定による通知年月日

令和5年5月1日

4 加賀加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

加賀市野田町ユ18番地 大井 輝夫
加賀市田尻町浜山2-20 幸村 健一

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧加賀市漁業協同組合の地区

(3) 区分

橋立町、小塩町、田尻町及び野田町地区に住所を有する者が、総トン数2トン以上10トン未満の漁船により、主として刺網を使用して営む漁業

(4) 規則第48条の2において準用する規則第46条第1項の規定による通知年月日

令和5年5月1日

5 輪島加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

輪島市鳳至町石浦町26番地 沖崎 新吉
輪島市鳳至町鳳至丁155番地1 中村 勝成

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧輪島市漁業協同組合の地区

(3) 区分

海士町、鳳至町地区の者が、総トン数5トン以上の漁船により、かご及び刺網等を使用し、又はべにずわいがにかごを使用して営む漁業

(4) 規則第48条の2において準用する規則第46条第1項の規定による通知年月日

令和5年5月1日

6 輪島加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

輪島市鳳至町袖ヶ浜1番地2 細道 民夫
輪島市鳳至町鳳至丁61番地2 池澄 勝雄

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧輪島市漁業協同組合の地区

(3) 区分

- 海士町、鳳至町地区の者が、総トン数10トン未満の漁船により、主に刺網を使用して営む漁業
- (4) 規則第48条の2において準用する規則第46条第1項の規定による通知年月日
令和5年5月1日

石川県告示第237号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年6月13日

石川県知事 馳 浩

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	事業施行期間
白山市	白山都市計画下水道事業犀川左岸流域下水道 (犀川左岸処理区) 関連 白山市公共下水道	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	平成7年10月24日から 令和7年3月31日まで

公 告

石川県立保育専門学園学生募集公告

石川県立保育専門学園に令和6年4月に入学する学生を次のとおり募集する。

令和5年6月13日

石川県知事 馳 浩

1 募集人員

保育学科（修業年限2年） I期試験 50名 II期試験 10名

2 受験資格

- 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者及び令和6年3月卒業見込みの者
- 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び令和6年3月修了見込みの者
- 文部科学大臣から(1)又は(2)と同等以上の資格を有すると認定された者

3 試験の日時

I期試験 令和5年12月6日（水）午前9時から

II期試験 令和6年2月17日（土）午前9時から

4 試験会場

金沢市泉1丁目3番63号

石川県立保育専門学園

5 試験科目

(1) 筆記試験

国語

「国語総合」及び「国語表現」（ただし、古文及び漢文を除く。）

(2) 実技試験

音楽

次のA〈ピアノ〉又はB〈声楽〉のどちらか一方を選択する。

A 〈ピアノ〉

次のaからcまでの中から受験生が任意に選択した1曲を演奏する。

演奏は、繰り返しなしとする。暗譜でもよいし、楽譜を見てもよい。

- バイエルピアノ教則本より 原書番号60番（イ短調3/4拍子）から原書番号106番（ハ長調3/4拍子）の中から番号を持つ曲
- ブルグミュラー 25の練習曲より 第1から25番
- ソナチネアルバム I巻より 第1から17番の第1楽章

B 〈声楽〉

次のdからfまでの中から受験生が任意に選択した1曲の1番を無伴奏で歌う。移調可。

暗譜でもよいし、楽譜を見てもよい。必要な者は歌い出しの音をピアノで出すことができる。

- d. 翼をください 山上路夫 作詞 村井邦彦 作曲
e. 手のひらを太陽に やなせたかし 作詞 いずみたく 作曲
f. 花 武島羽衣 作詞 滝廉太郎 作曲

(3) 面接試験

6 出願に関する書類の受付期間

I期試験 令和5年11月6日(月)から同月15日(水)まで

II期試験 令和6年2月1日(木)から同月8日(木)まで

ただし、両期とも土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。また、郵送の場合は、必ず書留郵便により出願すること(締切り当日までの消印のあるものを受け付ける。)

7 出願に関する書類の提出先

〒921-8041 金沢市泉1丁目3番63号

石川県立保育専門学園 教務課入学試験係

電話番号(076)242-5185

8 その他

募集要項等の請求その他詳細については、石川県立保育専門学園教務課へ問い合わせること。

1 募集人員

専攻科(修業年限1年) I期試験 10名程度 II期試験 若干名

2 受験資格

保育士資格を有するか、入学までに取得見込みの者

3 試験の日時

I期試験 令和5年12月6日(水) 午前9時から

II期試験 令和6年2月17日(土) 午前9時から

4 試験会場

金沢市泉1丁目3番63号

石川県立保育専門学園

5 試験科目

(1) 筆記試験

小論文

(2) 面接試験

6 出願に関する書類の受付期間

I期試験 令和5年11月6日(月)から同月15日(水)まで

II期試験 令和6年2月1日(木)から同月8日(木)まで

ただし、両期とも土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。また、郵送の場合は、必ず書留郵便により出願すること(締切り当日までの消印のあるものを受け付ける。)

7 出願に関する書類の提出先

〒921-8041 金沢市泉1丁目3番63号

石川県立保育専門学園 教務課入学試験係

電話番号(076)242-5185

8 その他

募集要項等の請求その他詳細については、石川県立保育専門学園教務課へ問い合わせること。

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、志賀町長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年6月13日

石川県知事 馳 浩

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量 (デジタル空中写真撮影・写真地図)	令和5年5月2日から 令和6年3月31日まで	志賀町全域

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、小松市長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年6月13日

石川県知事 馳 浩

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量 (小松市安宅新地区土地区画整理事業)	令和4年12月27日から 令和5年5月31日まで	小松市北西部地域

道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和5年6月13日

石川県知事 馳 浩

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
河北郡津幡町字太田ほ9番3	幅員 6.00m 延長 45.50m	金沢市若草町8番3号 株式会社H・Tアセット	令和5年5月23日

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和5年6月13日

石川県知事 馳 浩

1 調達内容

(1) 件名及び数量

石川県財務会計オンラインシステムサーバ用プリンタ2台及び付帯作業一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 設置場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、

令和5年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札参加希望者は、別途交付する入札説明書に示す入札者に要求される義務の事項について証明する書類を令和5年6月28日（水）午後5時までに、4(1)の場所に提出しなければならない。（郵送の場合は、簡易書留とし、提出期限内必着とする。）提出された証明書等を審査した結果、当該物品を納入することができる者と認められる者に限り、入札参加対象者とする。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県出納室総務システムグループ 電話番号 076-225-1556

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札説明書の交付期間

令和5年6月13日（火）から同月26日（月）までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

(4) 入札の日時及び場所

令和5年7月6日（木）午後2時

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県庁行政庁舎 812会議室

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第63号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数(県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和5年6月13日

石川県選挙管理委員会

18,749人

石川県選挙管理委員会告示第64号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和5年6月13日

石川県選挙管理委員会

217,178人

石川県選挙管理委員会告示第65号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和5年6月13日

石川県選挙管理委員会

選挙区名	最低署名者数
金沢市選挙区	124,863人
七尾市選挙区	14,195人
小松市選挙区	29,215人
輪島市選挙区	7,134人
珠洲市鳳珠郡選挙区	10,775人
加賀市選挙区	18,010人
羽咋市羽咋郡南部選挙区	9,458人
かほく市選挙区	9,924人
白山市選挙区	31,052人
能美市能美郡選挙区	15,106人
野々市市選挙区	14,703人
河北郡選挙区	17,653人
羽咋郡北部選挙区	5,532人
鹿島郡選挙区	4,859人

石川県選挙管理委員会告示第66号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和5年6月13日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

217,178人